

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い

1 上場申請の取扱い(債券に関する有価証券上場規程の特例(以下「債券特例」という。) 第2条関係)

(1) 第2条第1項第2号に規定する「その他本所が必要と認める書類」には、次に掲げる書類を含むものとする。

- a 発行事務委託契約書
- b 期中事務委託契約書

(2) 第2条第2項第2号に規定する「発行者概況書」は、「外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令」(昭和47年大蔵省令第26号)第5条に規定する「第2号様式」(「第二部」及び「第三部」)に準じて作成するものとする。ただし、債券の上場を申請しようとする者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、同府令第6条の2第3項に規定する「第2号の2様式」(「第二部」及び「第三部」)に準じて作成することができる。

(2)の2 前(2)の規定にかかわらず、債券の新規上場を申請しようとする者が法第27条において準用する法第5条第8項に規定する書類を同条第6項の規定に基づいて提出している場合又は提出を予定している場合(同項に規定する公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合に該当する見込みがあると本所が認める場合に限る。)には、前(2)の発行者概要書は、次のa及びbに掲げる書類とする。

- a 法第27条において準用する法第5条第8項に規定する書類
- b 前(2)の規定により記載すべき事項であって前aに掲げる書類に記載されていない事項を日本語又は英語によって記載した書面

(3) 第2条第5項に規定する「本所が定めるもの」とは、当該上場銘柄と初期利子の支払額を異にするものをいうものとする。

2 社債券の上場審査基準の取扱い（債券特例第4条関係）

第4条第1項第2号dに規定する本所が指定する振替機関は、株式会社証券保管振替機構とする。

3 有価証券報告書等の適正性に関する確認書の取扱い（債券特例第6条の2関係）

(1) 第6条の2に規定する書面（同条かっこ書に規定する書面を除く。）には、上場債券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者による署名を要するものとする。

(2) 第6条の2に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書の作成に関して上場債券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者が確認した内容を記載するものとする。

4 債券の上場廃止の取扱い（債券特例第7条及び第8条関係）

(1) 第7条第2項第2号に規定する「最終償還期限が到来する場合」（第8条第2項の規定に基づき第7条第2項第2号が適用される場合を含む。）には、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還を行う旨の取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書）等の書面による報告を受けたときに、第7条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。

(2) 第7条第3項に規定する上場廃止日は、原則として、次のaからまでに掲げる区分に従い、当該aからまでに定めるところによ

る。

- a 第 7 条第 1 項第 2 号に該当することとなった銘柄
株券の上場廃止日（上場社債券の発行者（上場会社を除く。）が第 7 条第 1 項第 2 号後段の基準に該当した場合の上場廃止日は、本所が定める日）と同日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合はこの限りでない。
- b 第 7 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 1 号、第 8 条第 1 項（i）に規定する合併による解散の場合を除く。）又は同条第 2 項本文のうち「未償還額面総額が 3 億円未満となった場合」に該当することとなった銘柄
本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して 1 か月を経過した日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。
- c 第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限が到来する銘柄
最終償還期日（最終償還期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たるときは、実際の償還の日。以下同じ。）から起算して 5 日前（休業日を除外する。）の日
- d 第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項に該当することとなった銘柄のうち、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる銘柄
繰上償還の日（繰上償還の日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たるときは、実際の繰上償還の日）から起算して 5 日前の日（休業日を除外する。）。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。
- e 第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項に該当することとなった銘柄のうち、上場債券の発行者が期限の利益を喪失した銘柄
本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

f 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち，吸收分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が他の会社に承継される銘柄

吸收分割又は新設分割がその効力を生ずる日から起算して4日前の日（休業日を除外する。）

g 第7条第1項第2号本文又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち，指定保管振替機構の振替業における取扱いの対象とならないこととなった銘柄

指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなる日から起算して4日前の日（休業日を除外する。）

h 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち，公益又は投資者保護のため，本所が上場廃止を適当と認めた銘柄

本所がその都度定める日

i 社債券以外の債券の発行者の合併による解散により第8条第1項に該当することとなった銘柄

吸收合併又は新設合併がその効力を生ずる日

(3) 前(2)cの規定にかかわらず，第8条第2項に該当することとなった国債証券のうち，最終償還期限が到来する銘柄の上場廃止日は，最終償還期日から起算して6日前(休業日を除外する。)の日とする。

付 則

- 1 この取扱いのうち1については，平成13年1月6日から施行する。
- 2 この取扱いのうち4については，平成13年1月4日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成15年1月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成17年2月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成18年1月10日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成18年5月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成19年2月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成19年9月30日から施行する。

付 則

1 この取扱いは，平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の3の2(2)の規定は，この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度から適用し，施行日よりも前に開始する事業年度に係るものについては，なお従前の例による。

付 則

この取扱いは，平成21年12月30日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成22年6月30日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成23年1月31日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成24年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成24年4月23日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成25年1月1日から施行する。